

2024年度 第12回豊岡市教育委員会の会議（定例会）会議録

○ 開会及び閉会の日時及び場所

2025年3月27日（木）

場 所 豊岡市役所本庁舎3階 庁議室

所 在 地 豊岡市中央町2番4号

開会時間 午後3時00分

閉会時間 午後4時00分

○ 出席委員の氏名

教育長	嶋 公治
委員（教育長職務代理者）	飯田 正巳
委員	向井 美紀
委員	升田 敏行
委員	鈴木 千佳

欠席委員 なし

○ 教育長、委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名

事務局	教育次長	正木 一郎
	教育総務課長	木之瀬 晋弥
	教育総務課参事兼学校再編・施設整備室長	野崎 律男
	学校教育課長	寺坂 浩司
	学校教育課参事	吉谷 孝憲
	幼児育成課長	向原 芳江
	社会教育課長	旭 和則
	教育総務課参事兼課長補佐	栗垣 敦子
	教育総務課教育総務係長	足立 美由紀

事務局以外 こども支援課こども支援センター所長 鳥居 保

○ 日程

第1 会議録署名委員の指名

向井 美紀 委員

第2 前回の会議録の承認

2025年2月18日（火）開催 第11回定例会

2025年2月20日（木）開催 臨時会

2025年2月27日（木）開催 臨時会

第3 教育長の報告

第4 議事

- 議案第45号 豊岡市青少年補導委員の任命について
- 議案第46号 豊岡市教育支援委員会規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第47号 豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第48号 第5次とよおか教育プラン2025年度実践計画の策定について
- 報告第29号 豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- 報告第30号 豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- 報告第31号 豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱制定について（豊岡市物価高騰対策事業補助金）
- 報告第32号 豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱制定について（豊岡市物価高騰対策支援給付金）
- 報告第33号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担額に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 報告第34号 兵庫県豊岡市立竹野学園印及び兵庫県豊岡市立竹野学園校長印の新調について
- 報告第35号 教育長が臨時に代理した工事請負変更契約の締結案に関する意見について承認を求めることについて
- 報告第36号 寄附物件の受納について
- 報告第37号 令和7年3月市議会答弁概要について

第5 教育委員会事務局の報告

- 1 教育総務課
 - (1) 豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画の進捗状況報告について
- 2 学校教育課
 - (1) 生徒指導について
 - (2) 令和7年度入学式（入園式）の出席者について

第6 こども未来部の報告

- 1 こども支援課
 - (1) 豊岡市こども支援センター活動状況報告について

第7 委員活動報告

第8 教育委員会活動予定

- 1 次回教育委員会会議の日程について
- 2 今後の活動・行事予定

(教育長)

ただ今から、2024年度第12回教育委員会会議を開会いたします。本日はすべての委員が出席していますので、会議が成立していることを報告いたします。

【日程 第1 会議録署名委員の指名】

(教育長)

日程第1 会議録署名委員の指名です。本日は、向井委員にお願いしたいと思います。

【日程 第2 前回の会議録の承認】

(教育長)

日程第2 前回の会議録の承認についてです。2月18日に開催しました第11回教育委員会会議、2月20日及び2月27日に開催しました臨時会の会議録について、委員の皆さんの承認を求めるものです。誤った点・修正などございませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

「なし」という声がありますので、会議録については承認することに決定いたします。

【日程 第3 教育長の報告】

(教育長)

日程第3 教育長の報告です。前回2月18日の教育委員会会議から、本日の会議までの私の主要な教育活動の概要について報告いたします。本日配付した資料をご覧ください。

《教育長の報告》

1点目は2月27日のいじめ防止対策委員会についてです。小児科医、保護者代表、民生委員などいろいろな立場からいじめの状況を聞き、みんなでいじめ対策を考える会です。その中でスクールカウンセラーも参加しており、こんな提案がありました。いじめを解決するために科学的な方法を用いる、です。3つを変える「TRIPLE-CHANGE トリプルチェンジ」という方法、スキルです。

1つ目は、「考え方を変える」です。考え方とは「これくらいだったら傷つかないだろう」「他の子もやっているから」というシンキングエラーを考える知識を身につけ、言動を振り返ることです。

2つ目は、「行動を変える」です。これは非常に重要ですが、いじめる側は傍観者に弱い。いじめる側はいじめられる側に強いが傍観者の行動に弱いため、傍観者を使うということです。この方法には科学的根拠があり、傍観者がいじめを止める行動を起こすと、約6割のいじめが10秒

以内に止まるということです。誰かがいじめようとした時、傍観者が「やめよう」とは言わなくても「僕はしないよ」「よくないと思うけど」と言うだけで6割が10秒以内に止まります。いかに傍観者が大切で、「傍観者としての行動を変えよう」が2つ目です。

3つ目は、「集団を変える」です。これは今までも言われていますが、ひとりぼっちを作らない、困っていたら声をかける、といじめを個人レベルの問題ではなく、集団の問題として捉えることです。

このトリプルチェンジの試みは、前から言われているといえそうですが、改めて傍観者としての視点は重要だと感じました。学校とも共有しながら進めたいと思います。

2点目は、3月17日に行いました、非認知能力向上事業検証会議です。これも学校現場の先生、研究者、ファシリテーターで集まり、飯田委員や鈴木委員は演劇ワークショップに参加してもらいました。改めて気づかされたものは、ファシリテーターの渡辺さんがこんなことを言いました。子どもたちに安易に成功体験をさせないことです。先生たちは失敗しないようにと教えます。その失敗を怖がってしまう。以前話しましたが、コミュニケーション授業を行った時に、先生たちは必ずうまくいくグループを作ってしまうのですが、ファシリテーターの田野さんは、靴下の色でグループを分けました。そうすると先生たちは心配になるグループができますが、それもいろいろな体験ができます。上手な失敗体験となります。そのため子どもたちの失敗を大事にし、上手くいかない時、分からない時に一緒に悩む、一緒に考える、一緒に喜ぶことが大切だというファシリテーターの話がありました。これは学校の先生が授業を作り、学級を作る時と同じことが言えますので、失敗を大事にする、簡単に成功をさせないということです。

2つ目は、専門職大学の平田知之さんの話ですが、今実施しているコミュニケーション授業や、演劇ワークショップも年に3～4回の単発で行うものです。それだけで非認知能力が向上しませんが、そのつなぎをどのようにするかということで、ずっと平田さんには見ていただいておりますが、先生たちが単発のワークショップの間をつないでいき、学校自体が大きく変化しているのではないかと思います。非認知能力は個人の能力であると同時に、集団の能力、組織の能力です。私たちは、個人の非認知能力をあげようとしているが、そうではなく集団としての非認知能力が上がってくるといいです。そのため、こんなことであれば私たちにもできるという自信を集団で持ち、うまくいかない時に個人を責めるのではなく、みんながどうしたらいいのかを考え、皆の特徴を活かしながら行っていく学校現場の特徴が見えてきました。この2つはとても大切な宝物であり、簡単に成功体験をさせないということ、非認知能力は集団の力でもあるため、集団の力を磨く時に単発の間の授業や学校行事でも様々な教育活動をこの視点で見ていき、さらにスキルアップし、ブラッシュアップしていこうという話がありました。これらを踏まえて教育活動をしていきたいと思います。

【日程 第4 議事】

(教育長)

日程第4 議事に移ります。議案第45号は、人事に関する議案となりますので、豊岡市教育委員会会議規則第17条により非公開としたいと考えますが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

委員の承認を得ましたので、議案第45号については、非公開といたします。
傍聴いただいている方は申し訳ありませんが、非公開議案が終了するまで、ご退席をお願いします。

○ 議案第45号 豊岡市青少年補導委員の任命について

《 豊岡市青少年補導委員の任命について、社会教育課長が説明し、審議の結果、原案のとおり可決された 》

(教育長)

以上で非公開議案は終了しました。非公開議案は終了しましたので、退席いただいていた傍聴の方は入室ください。

(教育長)

続きまして、議案第46号 豊岡市教育支援委員会規則の一部を改正する規則制定について、学校教育課参事の説明をお願いします。

○ 議案第46号 豊岡市教育支援委員会規則の一部を改正する規則制定について

《 学校教育課参事の説明概要 》

豊岡市教育委員会規則の一部を改正する規則制定について、資料に基づき説明する。

改正理由は、当該委員会の実際の運用上の性格等をふまえ、表記の一部を見直すためである。

今回改正する箇所は、第2条で「審議し、及び教育相談その他必要な指導を行う」とあるが、「審議し、」を削除し、「必要な助言、指導等を行う」とするものである。また、第6条では議決に関する項目が規定されているが、これを削除するものである。

改正の趣旨は、市が外部の方を委員として迎え、委員会や審議会を設置し、その審議会が一定の条件を満たす場合は条例で定める、と地方自治法上の規定がある。条例により設置される委員会は附属機関と呼ばれる。附属機関か否かの判断は、委員会等の性格によるが、附属機関として判断する要件として示されている通りに審議、審査を行い、さらに合議制の機関として議決することが要件として定められている。現在の教育支援委員会の判定のあり方について、委員会が検討した内容を基に、教育委員会が最終的な判断を行うものであり、附属機関としての性格とは若干異なるものであると考えている。規則の中に、附属機関かの判断を混同させる文言が含まれていたため、実際の教育支援委員会の性格をより明確にするために、今回改めるものである。

(教育長)

ご意見やご質問はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

議案第 46 号 豊岡市教育支援委員会規則の一部を改正する規則制定について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

それでは、議案第 46 号 豊岡市教育支援委員会規則の一部を改正する規則制定について、原案のとおり可決します。

続きまして、議案第47号 豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則制定について、学校教育課参事の説明をお願いします。

○ 議案第47号 豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則制定について

《 学校教育課参事の説明概要 》

豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則制定について、資料に基づき説明する。

改正理由は、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校に通園又は通学する者に対し、通学用バスを利用することができる範囲を見直すものである。

認定こども園について、一定の通園距離を満たす場合、さらに1号認定児であれば通園バスを運行することとする。現在規定に基づき、竹野認定こども園及び港認定こども園にて通園バスを運行しているが、令和7年度は竹野認定こども園及び港認定こども園において、1号認定の申請を行う家庭がないため、両園の通園バスを廃止する。このことから通園バスを利用できる地域から、竹野認定こども園と港認定こども園の通園区を削除する改正を行うものである。

(教育長)

ご意見やご質問はありませんでしょうか。

(飯田委員)

たまたま申請がないため削除するのですか。次年度申請があれば復活するのでしょうか。

(幼児育成課長)

現時点でバスの運行は終了となります。

(向井委員)

もし、来年5歳児になる1号認定児がいる場合はどのようにされますか。

(幼児育成課長)

保護者による送迎となっています。

(向井委員)

今までは小島と津居山では1号認定児が在籍し、運行していたのですか。

(幼児育成課長)

令和5年度末までは在籍し、運行していました。今年度はいません。

(飯田委員)

運行するかしないかは別問題で、規則を残すか改正するか判断だと思います。残すことで今後不都合なことがありますか。

(幼児育成課長)

今後も運行しないため、削除します。あり方計画の特例として、1号認定児がいたため、運行していたものですが、1号認定児がいないため、運行自体を取り止めることになります。

(教育次長)

1号認定児がいるため特例として運行していたものであり、あくまでも1号認定児が在籍する期間までとしているため、今年度はいないため、今後は送迎で通うこととなりました。

(教育長)

その他、ご質問はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

議案第47号 豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則制定について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

それでは、議案第47号 豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則制定について、原案のとおり可決します。

続きまして、議案第48号 第5次とよおか教育プラン2025年度実践計画の策定について、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第48号 第5次とよおか教育プラン2025年度実践計画の策定について

《教育総務課長の説明概要》

第5次とよおか教育プラン2025年度実践計画の策定について、資料に基づき説明する。

2025年度の実践計画の特徴は、スリム化と焦点化である。学校園の現場においては、とよおか

教育プランや実践計画の他、県教委が定める指導の重点や、各学校園での目標を掲げ、取り組まなければいけない事項がたくさんある状況である。その状況の中で、プランの実効性を確保するために、2025年度の実践計画において、取組数を前年度の84個から72個に減らした。また、取組について検証を行うが、前年度までは全ての取組に対し検証を行ったが、2025年度は当該年度に特に力を入れたい取組を重点項目と位置づけ、重点項目のみ検証を行う。

2025年度の重点項目については、18項目とする。学校園では重点項目を中心に取組を進める。

(教育長)

ご意見やご質問はありませんでしょうか。

(鈴木委員)

施策②体力・運動能力の向上についての取組で、「運動と学習をセットにした豊岡モデル」とあるが、具体的にどのようなことをされますか。

(学校教育課長)

例えば、学習を行う前に落ち着いて学習に入れるようにする。これを全市でやっているという状況ではないため、全小学校で実践する方向にもっていきたい。

(鈴木委員)

学習を行う前にどのようなことをされていますか。

(こども支援センター所長)

激しい運動をした後の学習効率は良くないというデータが出ており、軽い運動や、その際友達と話しながらかう、例えば、大縄跳びで友達と話したり、笑ったりしながら楽しく運動を行うことで脳の血流が活性化することが研究者によるデータによって証明されました。この、運動した後に落ち着く時間を入れて、学習するという流れを豊岡モデルと呼んでいます。

(鈴木委員)

時間割に加えて行うのですか。

(こども支援センター所長)

毎日毎時間行うことができると良いですが、教育課程上不可能であり、週に2日間だけ行うとか。または朝の時間に読書ばかりするのではなく、運動するとか。この運動によって集中力が高まったり学習効率が上がったりすることは既に検証されていて、豊岡市でも検証していただいた。私たちが運動した後、気分が良くなるとか、集中力が増すとか、長時間座っていると眠くなるが、少し動きを入れることでアイデアが生まれることもあり、私たちが体験的にも知っていることが、改めて検証されたというものです。それが、豊岡モデルと呼んでいるものです。

この発想を取り入れ、普段から心掛けて授業に臨む。自分たちも体験していると話しましたが、低学年は特に体を動かすことでとても集中力が伸び、体育がないと小学校1年生や2年生は、とてもストレスが溜まります。集中力を欠き、落ち着きのない荒れた動きをすることがあるため、

これを行うと良いとするのではなく、普段から構造的に授業を構築することが大切だと考えています。

(教育長)

その他、ご質問はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

議案第 48 号 第 5 次とよおか教育プラン 2025 年度実践計画の策定について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

それでは、議案第 48 号 第 5 次とよおか教育プラン 2025 年度実践計画の策定について、原案のとおり承認します。

(教育長)

続きまして、議事（報告）に移ります。報告第 29 号 豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について、幼児育成課長の説明をお願いします。

○ 報告第29号 豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

《幼児育成課長の説明概要》

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について、資料に基づき説明する。

保育園の3歳上児の給食費月額を4,700円から4,800円に増額し、令和7年4月1日より施行する。給食費の単価は公定価格で示されている副食費徴収免除加算額を参考に定めている。基準が令和6年4月1日に改定されているため、給食の単価を見直し改正するものである。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定を行ったことをご承知おきください。

続きまして、報告第30号 豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について、幼児育成課長の説明をお願いします。

○ 報告第30号 豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

《幼児育成課長の説明概要》

豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について、資料に基づき説明する。

報告第 29 号と同様に、認定こども園の3歳以上児の給食費の月額を改正する。教育認定児は、3,600 円から 3,700 円に増額。保育認定児は、4,700 円から 4,800 円に増額する。令和7年4月1日より施行する。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定を行ったことをご承知おきください。

続きまして、報告第31号 豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱制定について（豊岡市物価高騰対策事業補助金）、幼児育成課長の説明をお願いします。

○ 報告第31号 豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱制定について（豊岡市物価高騰対策事業補助金）

《幼児育成課長の説明概要》

豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱制定について、資料に基づき説明する。

改正理由は、物価高騰の影響を受けている私立保育所等に対し、給食提供にかかる食材費等について、保護者への負担増を回避し、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食が提供されるよう支援を行うため、所定の規定を整備するものである。

令和7年1月から3月分について食材料費の物価高騰分、消費者物価指数の4パーセント程度を支援するもので、国の地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援を利用した補助である。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定（豊岡市物価高騰対策事業補助金）を行ったことをご承知おきください。

続きまして、報告第32号 豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱制定について（豊岡市物価高騰対策支援給付金）、幼児育成課長の説明をお願いします。

○ 報告第32号 豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱制定について（豊岡市物価高騰対策支援給付金）

《幼児育成課長の説明概要》

豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱制定について、資料に基づき説明する。

改正理由は、物価高騰の影響を受けている私立保育所等に対し、光熱費等の価格上昇分の一部を支援するため、所要の規定の整備を行うものである。県の補助金を利用して、光熱費等の高騰分の一部を支援するものである。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(飯田委員)

負担者は、以前と比べてどれくらい負担が軽減されているのでしょうか。

(幼児育成課長)

軽減ではなく、増えた分を補填するイメージです。個人ではなく法人向けです。

(教育長)

その他、ご質問はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定を行ったことをご承知おきください。

続きまして、報告第33号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担額に関する要綱の一部を改正する要綱制定について、学校教育課参事の説明をお願いします。

○ 報告第33号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担額に関する要綱

の一部を改正する要綱制定について

《学校教育課参事の説明概要》

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担額に関する要綱の一部を改正する要綱制定について、資料に基づき説明する。

外国から編入学した児童の保護者負担額について、編入学月により免除規定に差異があるため、統一する。免除要件について、「各年度の5月1日において」と基準日を記載しているため、5月1日までの編入の場合と、5月2日以降に編入した場合で、同じ要件でも編入月により免除の可否に差異が生じた。これを編入月に関わらず同じ扱いとなるため、今回改正を行う。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担額に関する要綱の一部を改正する要綱の制定を行ったことをご承知おきください。

続きまして、報告第34号 兵庫県豊岡市立竹野学園印及び兵庫県豊岡市立竹野学園校長印の新調について、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 報告第34号 兵庫県豊岡市立竹野学園印及び兵庫県豊岡市立竹野学園校長印の新調について

《教育総務課長の説明概要》

兵庫県豊岡市立竹野学園印及び兵庫県豊岡市立竹野学園校長印の新調について、資料に基づき説明する。

4月から開設される竹野学園について、学園印を2つ、校長印を1つ新調したため、報告する。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、兵庫県豊岡市立竹野学園印及び兵庫県豊岡市立竹野学園校長印の新調を行ったことをご承知おきください。

続きまして、報告第35号 教育長が臨時に代理した工事請負変更契約の締結案に関する意見について承認を求めることについて、教育総務課長の説明をお願いします。

○報告第35号 教育長が臨時に代理した工事請負変更契約の締結案に関する意見について承認を

求めることについて

《教育総務課長の説明概要》

教育長が臨時に代理した工事請負変更契約の締結案に関する意見について承認を求めることについて、資料に基づき説明する。

竹野地域小中一貫校整備の建築工事において、急遽外壁の補修の工事費の増額が必要になったことから市議会に追加で議案を提出した。専決し、議会に提案したため、報告する。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、工事請負変更契約の締結案に関する意見について、教育長が代理執行を行ったことをご承知おきください。

続きまして、報告第36号 寄附物件の受納について、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 報告第36号 寄附物件の受納について

《教育総務課長の説明概要》

寄附物件の受納について、資料に基づき説明する。

団体3件、個人2件、合計5件の寄附申し出があり、これを受納したので報告する。

(教育長)

ご意見やご質問はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

続きまして、報告第37号 令和7年3月市議会答弁概要について、教育次長の説明をお願いします。

○ 報告第37号 令和7年3月市議会答弁概要について

《教育次長の説明概要》

令和7年3月市議会答弁概要について、資料に基づき説明する。

(教育長)

ご意見やご質問はありませんでしょうか。

(委員)

なし

【日程 第5 教育委員会事務局の報告】

(教育長)

続きまして、日程第5 教育委員会事務局の報告に移ります。教育総務課 (1) 豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画の進捗状況報告について、教育総務課参事の説明をお願いします。

1 教育総務課

(1) 豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画の進捗状況報告について

《教育総務課参事の説明概要》

豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画の進捗状況報告について、資料に基づき説明する。

竹野学園について、先日小学校と中学校の開校式を行った。4月7日に開校式がある。低学年棟の工事に遅れが生じていることを連絡したが、保護者には学校から通知し、地域に対しては3月の市広報と併せて地区回覧をしている。プレス発表もし、神戸新聞と読売新聞に掲載された。現在、保護者から学校に意見はなく、プレスからも「工事の遅れはよくあるが、なぜこのタイミングで報告されたのか」と話があり、子どもたちも楽しみにしているため、お詫びすると説明し、了承いただいた。今後方針がある程度決まったら、決定するまでに保護者に説明会を行う。

八代小学校では、今年度小規模特認校の希望者が1名ある。八代地区と専門職大学から評価の提出があるため、次回以降の定例教育委員会会議にて説明し、教育委員会としての評価をもらう予定である。

小坂小学校と小野小学校の統合について、3月17日に第3回目統合準備委員会を設置し、一定の方向性が決まり、提出する報告案が決まる。4月に委員長と副委員長より提出するため、一通りの協議が行われた。残り1年あるが、学校交流等で統合に向けた子どもの気持ちの整理をしていきたいと考えている。

但東地域の小中一貫校に向けての説明と検討について、4月と2月にそれぞれのPTAや地区に説明を行った。2月15日に両PTAにてオープンスクール後、説明の機会が欲しいと依頼があり説明会を行った。アンケートを実施したところ、PTAからは前向きな意見があり、その結果をまとめ保護者や地区に投げかけ、協議を重ねていきたいと考えている。今後、中間評価として報告するため、ご意見をいただきたい。

(教育長)

ご意見やご質問はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

続きまして、学校教育課からの報告に移ります。(1) 生徒指導について、学校教育課長の説明をお願いします。

2 学校教育課

(1) 生徒指導について

《学校教育課長の説明概要》

生徒指導について、資料に基づき説明する。

(教育長)

ご意見やご質問はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

次に、(2) 令和7年度入学式（入園式）の出席者について、学校教育課長の説明をお願いします。

(2) 令和7年度入学式（入園式）の出席者について

《学校教育課長の説明概要》

令和7年度入学式（入園式）の出席者について、資料に基づき説明する。

(教育長)

ご意見やご質問はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

これで各課からの報告を終了します。

【日程 第6 こども未来部の報告】

(教育長)

続きまして、日程第6 こども未来部からの報告に移ります。こども支援課 (1) 豊岡市こども支援センター活動状況報告について、こども支援センター所長の説明をお願いします。

1 こども支援課

(1) 豊岡市こども支援センター活動状況報告について

《こども支援センター所長の説明概要》

豊岡市こども支援センター活動状況報告について、資料に基づき説明する。

不登校の取組状況は、開所日数 17 日で、実通所人数 24 人、1 日平均 10.4 人である。2 月の新規通所者は小学生 1 名、中学生 1 名。新たに取り入れたこととして、個別ブースを 4 台設置し

た。一人で落ち着いたり、テスト時に利用したりして、個別の状況に応じて対応枠が広がった。また、不安定な人間関係が散見されることから、他者と良好な関係を築くための知識やスキルを高めることを意識して関わっていくことを確認した。

特別支援の取組状況は、新規3件中、検査希望が2件、その他豊岡病院からの紹介が1件。保護者からの直接相談が2件、継続相談が2件あった。先月に引き続いて次年度の特別教育支援員配置に関わる学校園訪問を行っている。1月には800名の子どもたちに対する訪問だったが、2月は147名の子どもたちの訪問を行っている。最後に6月以降2月までの間、計6回の児童クラブ指導員研修会に本センターの心理士が講師として出務している。今年度は、受講経験者と未経験者に分けて事例検討を交えた研修を行い、発達につまずきのある子どもへのかかわり方を深める機会となっている

家庭児童相談の取組状況は、児童虐待通告が2件、1世帯2人である。家庭相談員の対応件数は880件である。訪問回数は128回である。

(教育長)

ご意見やご質問はありませんでしょうか。

(鈴木委員)

ふれあいルームの利用者について、卒業の時期なのでお伺いしたいです。例えば中学校3年生の方々は、今後の進路はどうされていくのでしょうか。

(こども支援センター所長)

皆さん進路が決まりました。センターによく来ている生徒については3名、1人が但農、2人が豊岡高校の定時制に決まりました。あまり来ていない生徒たちではクラークが2名です。こども支援センターに来ている生徒たちについては、全て高校に進学されました。

(鈴木委員)

良かったです。進路のことは心配なところがあったので、安心しました。

(こども支援センター所長)

高校の受験をして、合格発表の日に報告に来た生徒もありました。うれしそうにっていて、良かったと。

(教育長)

その他、ご質問はありませんでしょうか。

(委員)

なし

【日程 第7 委員活動報告】

(教育長)

日程第6 委員活動報告に移ります。特に伝えたいことがありましたら、お願いします。

(委員)

なし

【日程 第8 教育委員会活動予定】

(教育長)

続きまして、日程第8 教育委員会活動予定に移ります。会議予定や今後の活動について、事務局の説明をお願いします。

1 次回教育委員会会議の日程について

《教育総務課教育総務係長の説明概要》

2025年度第1回教育委員会会議は、4月21日（月）午前9時から、本庁舎3階 庁議室で開催する。

2 今後の活動・行事予定

《教育総務課教育総務係長の説明概要》

今後の活動・行事予定について、資料に基づき説明する。

(教育長)

以上で日程は終了となりますが、全体を通して何かありませんか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、次回の教育委員会会議は、4月21日（月）午前9時00分から、本庁舎3階庁議室で開催します。

これをもちまして、第12回教育委員会会議を閉会いたします。

————— 閉会 午後4時00分 —————

この会議録は、会議の内容と相違ないことを証します。

2025年3月27日

教育長

委 員